

2020年3月25日号

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト

<http://hibakutokenkou.net/>

## 10年目の福島 常磐線全線開通は「復興」のシンボルか 1



帰宅困難区域の線路と駅などの放射線解除で、夜ノ森駅のすぐそばでは毎時  $4.59 \mu\text{Sv}$  のセシウム 137 を記録。

放射性残土の持込みノー省令再考を 新潟・津南町議会が首相へ意見書 5

「人権無視しないで」ICRP 新勧告案へコメント 医師の牛山元美さん 6

詩人・女性史研究家の堀場清子さんにお逢いして 7

同封の振替用紙は「LETTER」購読の場合は年1回、ご寄付の方はご随意にお使いください

◆「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください◆

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト代表 田代真人 [masa03to@gmail.com](mailto:masa03to@gmail.com)

〒325-0302 栃木県那須町高久丙 407-9978 0287-76-3601

## 「常磐線全線開通は、復興のシンボルか」



3.11 大震災・原発事故から 10 年目に入った 3 月 14 日、私は JR 常磐線富岡町「夜ノ森」駅ホームに立っていた。「全線開通」その日だった。管内駅では JR 発行の記念切符も売られ、ポスターも各駅に貼られ、

▲ 3 月 14 日 NHK ニュース

◀ 3 月 14 日付朝日新聞

新型コロナウイルス自粛で自治体などのセレモニーは中止・延期されたとはいえ、常磐線全線

開通を喜ぶ風景も散見された。

私は憂鬱だった。全線開通を喜ぶ気分にはとてもなれなかったからである。

図は、3 月 14 日付朝日新聞デジタルと NHK ニュースが報じたものだ。福島県の浜通り（太平洋側）の浪江駅、双葉駅、大野駅（大熊町）、夜ノ森駅（富岡町）、富岡駅を見ていただきたい。福島原発事故での放射線高汚染地帯の「帰宅困難区域」である。

この度開通したのは、その間 20.8 キロ。「帰宅困難区域」を北から南へ縦貫している路線、原発から 4 キロ～9 キロの距離なのである。

駅と線路と周りの道路のみ避難指示を解除して常磐線を開通させたのだ。3 月 10 日、共同通信は次のように伝えた。

「政府は 10 日、東京電力福島第 1 原発事故で福島県富岡町に出した避難指示を一部解除した。対象は、14 日に全線運行再開を控える J 常磐線の夜ノ森駅と線路に加え、周辺道路計約 1・1 キロの帰宅困難区域。現在の不通区間に含まれる夜ノ森駅の利用を可能にするための措置で、宅地は含まれず住民帰還は伴わない。

同町は、事故後に全域が避難区域となった。町面積の約 88% が対象となった 2017 年 4 月に続く 2 回目の解除。駅から前回解除された地域への道路は自由に通行できるが、沿道住宅などへの避難指示は継続する。」（共同）。ほかの駅、線路等も同様である。

私はこの日、冷たい雨雪まじりの中、昼過ぎから 3 時過ぎにかけて、この路線の駅と付近で放射線量を測ってみた。南の富岡から、夜ノ森（富岡）、大野（大熊）、双葉、浪江の各駅と周辺である。計測機器は、国内で大学、調査機関等で広く使われている「アロカ」のシンチレーション・サーベイメーター。同行してくれたのは福島三春町在住の写真家・飛田晋秀氏だ。主な測定地点（地表 0～30 cm）と放射線量を記す。

◆6号線富岡駅周辺	1.689 マイクロシーベルト/時
◆夜ノ森駅ホーム	0.15 マイクロシーベルト/時
駅前30メートルほどの住宅	4.59 マイクロシーベルト/時
◆大熊町大野駅ホーム乗客乗降場所	0.31 マイクロシーベルト/時
6号線大熊町周辺	1.12 マイクロシーベルト/時
◆双葉駅ホーム	0.086 マイクロシーベルト/時
双葉駅構内	0.259 マイクロシーベルト/時
6号線双葉町周辺	0.78 マイクロシーベルト/時
◆浪江町駅出入改札口ホーム	0.251 マイクロシーベルト/時 ▼



周知のとおり、日本の法令は、一般人の年間放射線被曝基準は1ミリシーベルトと定めている。1時間では0.23マイクロシーベルトだ。だから政府は、0.23マイクロシーベルト/時を超える地域を除染してきた。

帰宅困難地区の駅周辺や線路周辺、並行する6号線道路はもちろんのこと、ホームの客が乗り降りする場所ですら基準越えのところがあつた。常磐線を再開させるためには、こんなに法令を踏みにじ

ってしまわなければならないのだろうか。

常磐線電車の客は、周辺道路を歩いて駅へ行く。この電車に乗って大丈夫なのだろうか。疑問が浮かぶ。

ここに、JRの労働組合が当局に申し入れたという新聞記事がある。

不通区間の沿線一帯は放射線量が高く、住民が戻る見通しが立たない帰還困難区域に指定されたままだが、JR東日本は昨年12月18日に試運転を開始した。



▲ 双葉駅構内の放射線線量測定モニター 0.259  $\mu$ Sv/h



組合が調査した試運転の車両は1月18～22日の5日間運行。車輪付近にはモーターなどの空冷装置にフィルター（◀左の写真奥）が取り付けられている。外気を取り込む際にちりなどを除去するためだ。

組合員がJR東日本勝田車両センター（ひたちなか市）でフィルターのちりを採取し、農作物や土壌の放射性物質を調べる「つくば市民放射能測定所」（つくば市妻木）で濃度を測定したという。

その結果、一キロ当たり2350ベクレルのセシウム137が検出された。一方、6カ月間通常運行した車両のフィルターのちりから検出されたセシウム137は1011ベクレルだった。組合によれば、勝田車両センターでフィルターの洗浄作業に携わっている整備員は約五十人。マスクを着けていても、鼻の中まで真っ黒に汚れるという。

組合はJR東日本に対し、帰還困難区域内を運行する場合、全車両の線量測定のほか、整備員の被ばく防止教育や防護用具の

配備などを要求してきたが、会社側は「車両の測定を実施する考えはない」と拒否。組合は今後、今回の調査結果を会社側に示し、車両の測定などを重ねて求めていく方針だ。

と、いうもの（2月29日付東京新聞WEB版）。

2350ベク



▲夜ノ森駅近くの住宅地は 4.59  $\mu$ Sv/h ▼大熊町の6号線交差点は、土曜日でもダンプで大混雑





レルは、  
厚労省の食品基準  
値では飲料水 10 ベ  
クレルの 235 倍、  
牛乳 50 ベクレルの  
47 倍、一般食品  
100 ベクレルの 23  
倍である。(エアフ  
ィルターでの測定方  
法は、3.11 原発事  
故当時来日した  
ECRR・ヨーロッパ  
放射線リスク委員会  
のクリス・バズビー  
氏が車のエアフィル

富岡町 6 号線道路 右側路上の放射線計測値は  $1.689 \mu\text{Sv/h}$  をしめしている。▲

ターからの測定を紹介したように、一般的な放射線測定方法。気象庁が空気中のちりから測定するのも同じ考  
え方だ。)

どう見ても、この度の常磐線の全面開通は急ぎすぎで俄かには信じられないようなやり方、人の安全を無視  
しているようで、大きな疑問が残る。なぜこういうことになってしまったのか。

それは、年間 1 ミリシーベルトという国民の被曝基準を出来れば変えたいという、昨年来一気に強まった  
ICRP・国際放射線防護委員会と日本政府の動きが、大きく関係しているのかも知れない。

ICRP は、昨年 6 月福島をの教訓として、放射線防護にかかわる世界への「勧告案」を自らのホームページへ掲  
載。10 月 26 日までをパブコメ期間とした。当初は期間短く英文応募という条件に批判が強く、結局日本文応  
募を認め期間も延長したのだが。

「勧告案」は Task Group 93 がまとめた。責任者は、日本の ICRP 委員として大きな役割を果たしている甲  
斐倫明氏 (大分県立看護科学大学教授)、副責任者は本間俊光氏 (日本原子力開発機構) である。甲斐氏ら  
ICRP は、3.11 原発事故の際に日本法令を無視して年 20 ミリシーベルトを日本へ緊急勧告した。それへの強い  
批判を意識したのか、勧告案は年間 10 ミリシーベルトを一般人の被曝基準としている。

これが世界に勧告されれば、日本をはじめ各国は国内の各種放射線関係法令の改定作業をすすめ、勧告通り  
に改められることになる。

ICRP のホームページには、世界から 308 通のパブコメが集まり、掲載された。日本から出されたものは 217  
通に上る。私も提出した。圧倒的多数が勧告案に反対、異論、修正を求めるものであった。ICRP は年内には世  
界の政府へ「勧告」するだろう。

日本は世界唯一の被爆国である。日本と世界は、広島・長崎・ビキニ、スリーマイル島、チェルノブイリ、  
フクシマ原発被曝を経験した。

もうこれ以上の被曝はごめんである。

【除染土再利用の省令案の再考を求める意見書】

環境省の審議会（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会）は、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発事故により放出された放射性物質を含む除染土を再利用するための省令案を本年2月1日に発表した。その施行予定日を4月1日としている。あまりに拙速な省令施行を再考していただきたい。省令案においては、再利用すべき除染土の放射能レベルも記載されておらず、その監視期間も明確ではない。飯舘村で行われた農地での実証実験も問題がなかったとされており、農地への投入にも歯止めがかからない現状である。

わが津南町は、「農業立町」であり、信濃川の上流域に位置し、自然の恵みを糧に縄文時代から祖先が住み続けてきた地域である。風評被害を含め、放射性残土の持ち込みは、町の死活問題となる。

そして、未だ放射能の体内取り込みによる被ばくの影響評価が定まらない中、わが町に限らず、どこの産地であれ、予防原則に従い、子供たちの放射能取込みは極力避ける必要がある。原子炉等規制法が原発内起因廃棄物に適用している低レベル廃棄物「セシウム換算 100 Bq/kg」の基準で、放射能が十分に減衰するまでしかるべき方法で発生者である東電と設置許可をした国が、3.11 事故に伴う放射能汚染土の保管を続けるよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 日

新潟県中魚沼郡津南町議会議長 吉野 徹

〈提出先〉 内閣総理大臣 安倍晋三 様  
環境大臣 小泉進次郎様

（津南町議会での発議者小木曾茂子議員の趣旨説明） 2011年3月11日の東日本大震災でメルトダウンを起こした福島第一原発から放出された放射能は空へ海へ大地へと降り注ぎました。壊れた原発を冷やし続けるために現在も大量の放射能汚染水が生み出され、大気中にも放射能は放出され続けています。回収された汚染水は 116 万<sup>3</sup>、汚染土は 1400 万<sup>3</sup>に及んでいます。黒いフレコンパックに詰められた汚染土のうち 8000 Bq/kg 以下のものは一般廃棄物として道路整備や農地造成に使用されようとしています。

そもそも福島事故の前は 100 Bq/kg 以上のものは黄色いドラム缶に入れられ原発サイト内で厳重に保管されるべきものでした。サイト内では今もその基準です。今や 80 倍もの基準が作られ、管理が解かれ、4月1日から全国に拡散されようとしているのです。

津南町の土壌検査を 2014 年に行いましたが、最高値で 100 Bq/Kg でした。福島からの放射能はこの地にも来ていました。今は半分くらいに減衰していると思われれます。そこにまた、8000 Bq/kg もの放射能を運び込む道が開かれようとしているのです。

資料にありますように、放射能は年が若いほど健康への影響が 5 倍から 10 倍大きいのです。また、土壌中の放射能は不溶性の粒子となって再浮遊すること、体内に取り込まれると水溶性の放射能と違って放出されにくいことが新たな知見として明らかにされています。コロナウィルスがそうであるように、放射能も拡散せず、十分に減衰するまで封じ込めておくことが必要です。

以上の理由で、環境省に対して、除染土再利用の省令案の再考を求める意見書の提出を提案させていただきます。議員各位のご賛同を心よりお願いする次第です。（ユウチューブ町議会発言を要約）。

◆Motomi Ushiyama M.D. Sagami Seikyo Hospital as an individual(牛山元美氏)

私は東日本に住む臨床医であり、原発事故当時小中学生だった二人の子どもたちの母親です。原発事故後に甲状腺がんと診断された福島の子どもの健康相談に従事しています。ICRP 報告書草案を読んで、福島や日本の現状への理解が不足していると感じ、以下のコメントをお伝えします。

➤ 6. 結論(222)について

原子力発電所の事故によって、「人々と社会を深刻なまでに不安にする」「原子力事故による社会、環境、経済への影響、さらに事故への対応は重大であり長期に続く」ことを、住民はしっかりと知らされるべきです。日本では、原子力発電所は非常に安全、事故は起きない、という意図的に偏った広報が国家的に行われ、地震多発国なのに、産業の少ない海辺の過疎地に多数作られました。原子力産業の安全な運営を ICRP が本当に望むのであれば、日本のような地震多発国に作らないようにさせるべきです。

➤ 6. 結論(227)について

チェルノブイリでも福島でも、実際の放射能汚染は複雑な地形に沿って、意外なところにホットスポットを生じています。被曝者と非被曝者を区別することは本当は困難なのに、日本では、福島県だけを被曝地域とするかのような対応(県民健康調査が福島県でしか行われていないなど)がなされています。

そんな状態で、「専門家」たちは、福島県民を「被験者」と呼び、「低線量被曝の大プロジェクトがフクシマから始まる」と嘯きました。

原発事故の被害を過小評価する嘘の論文を海外でのみ発表するような御用学者がもてはやされ、年間20 mSvの被曝を子どもにも強制することに異論を唱えた良識ある学者の社会的尊厳が傷つけられてきました。

「一般の人たちは放射能のリスクについて理解ができない」と ICRP の委員が語るのを聞いたことがあります。一般の人たちが理解できるような説明をしていないだけのことであり、きわめて無責任で、「一般の人」を蔑み、人権、尊厳を尊重していない証です。

➤ (Table 6.1. Reference levels for optimisation of the protection of people in the case of nuclear accidents.)  
について

日本では、「公衆」に対して、年間1 mSv を超える追加被曝がないよう、また、医療現場で働く妊婦も、妊娠期間中の追加被曝が1 mSv を越えてはならない、と法律で定められています。この上限を「1 mSv」ではなく“the order of 1mSv”と言い換える根拠は何ですか？

年間5 mSv を超える地域では、チェルノブイリでは移住権利が与えられています。

日本では、年間20mSv までは福島県民は新生児でも妊婦でも我慢するようという「緊急事態」が現在も継続しています。周産期死亡率や小児甲状腺がんの多発と被曝の関連を否定する声明が出て、その根拠はきちんと説明されておらず、不安や、行政に対する不満は募るばかりです。

数mSv の医療被曝でも、遺伝子変異のタイプによっては、小児白血病や乳がんなどが有意に増加している、という研究報告も数多くあります。

福島原発事故からまだ8年。低線量被曝、内部被曝による健康被害について判断できる時期ではまだないし、医学的研究も不十分です。

この時期に、公衆の被曝量限度を年間10mSv にする意味が理解できません。

公衆、一般の人、すべての被曝者の尊厳、人権を無視する行為です。